

保医発0731第1号  
平成30年7月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の  
一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成30年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

- I の 3 の 064 に次を加える。
  - (6) 脊椎プレートと脊椎コネクタールが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの008(1)中「軟性血管鏡」又は「軟性動脈鏡」を「軟性血管鏡」、「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」に改める。
- 2 別表のⅡの064(3)⑧中「椎体フック又は脊椎スクリュー」を「他の脊椎固定用材料(椎体フック、脊椎スクリュー又は脊椎プレート)」に改める